

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき

講ずべき措置について

答申（素案）

令和 年 月 日

※本資料は、今後の審議等を踏まえ、修正・変更等がありうるものとなります。

目 次

1		
2		
3		
4		
5		
6	1. はじめに	○
7		
8	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	○
9	(1) 鳥獣の生息状況	○
10	(2) 鳥獣による被害の現状	○
11	(3) 鳥獣の保護及び管理をとりまく社会状況の変化	
12	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	
13		
14	3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置	○
15	(1) 鳥獣の管理の強化	○
16	① 第二種特定鳥獣管理計画	○
17	② 指定管理鳥獣	○
18	③ 指定管理鳥獣捕獲等事業	○
19	④ 認定鳥獣捕獲等事業者	○
20	(2) 鳥獣の保護の推進	○
21	① 希少鳥獣	○
22	② 鳥類における鉛中毒の防止	○
23	③ 錯誤捕獲の防止	
24	④ 鳥獣への影響が懸念される捕獲等への対応	○
25	(3) 鳥獣保護管理の人材育成	○
26	(4) 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応	○
27	(5) その他	○
28	① 外来鳥獣対策の推進	○
29	② 市街地出没等における円滑な対応の推進	○
30	③ 鳥獣の保護及び管理におけるデジタル化の推進	○
31		
32	※ ページ番号は最後に記入。	
33		

1 1. はじめに

2 近年、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣において、急速な個体数増加
3 や生息地の拡大が生じており、農林水産業や生活環境への被害、生態系への
4 影響が深刻な状況となっている。このため、環境省と農林水産省では、2013
5 (平成 25) 年 12 月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、2023 (令
6 和 5) 年度までに 2011 (平成 23) 年度比でニホンジカ及びイノシシの個体数
7 を半減することを目標 (以下「半減目標」という。) として掲げた。

8 その後、2014 (平成 26) 年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
9 (平成 14 年法律第 88 号)」の一部が改正され、「鳥獣の保護及び管理並びに
10 狩猟の適正化に関する法律 (以下「鳥獣保護管理法」という。)」が 2015 (平
11 成 27) 年 5 月に完全施行された。

12 鳥獣保護管理法においては、鳥獣の「保護」及び「管理」が法律上で定義
13 されるとともに、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大して
14 いる鳥獣については積極的な捕獲による個体群管理等を行い、生息状況を適
15 正な状態に誘導するための「鳥獣の管理」のための施策を強化することとな
16 った。これは、従来の狩猟に伴う危険の防止や鳥獣の保護に重点を置いた施
17 策から、鳥獣の管理も含めた積極的な対策に重点を置いた政策体系へ転換し
18 たという点で大きな意味を持つものであった。

19 具体的には、題名や目的等の改正に加え、集中的かつ広域的に管理を図る
20 必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣 (指定管理鳥獣) について、都道府
21 県又は国の機関が捕獲等をする事業「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設され
22 るとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手としても期待される一定の安
23 全管理体制、技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業者を都道府県が認定する
24 「認定鳥獣捕獲等事業者」制度が創設された。また、近年、住宅地等に出没
25 する鳥獣に対応するため、従来禁止されてきた住居集合地域等における麻酔
26 銃猟について都道府県の許可により実施を可能とされたほか、高校卒業後に
27 新規に就農した者、自治体や農業組合等で鳥獣被害対策を担当する者等が早
28 期に狩猟免許を取得できるように、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を 20
29 歳以上から 18 歳以上に引き下げるなど、鳥獣の保護管理の担い手確保のため
30 の改正が行われた。

31 本改正に基づく鳥獣保護管理事業が都道府県等で実施された結果、ニホン
32 ジカ及びイノシシの捕獲数は 2014 (平成 26) 年度の約 111 万頭から 2019 (令
33 和元) 年度には約 124 万頭に増加した。また、両種の個体数についても、2014
34 (平成 26 年) 度をピークとして減少傾向が続いていると推定されているなど、
35 一定の成果が現れてきていると考えられる。さらに、認定鳥獣捕獲等事業者
36 についても、2020 (令和 2) 年 3 月時点で 156 事業者が認定され、鳥獣保護
37 管理の担い手でもある狩猟免許所持者は 2014 (平成 26) 年度の約 19.4 万人
38 から 2017 (平成 29) 年度には約 21.0 万人に増加している状況にある。

39 しかしながら、都道府県によっては、鳥獣の管理を図るために第二種特定
40 鳥獣管理計画を策定しているものの、目標設定がなされていない又は設定さ

1 れていても目標を達成できていない場合があるなど、計画的な鳥獣の管理に
2 必要な目標設定、評価及び見直しという執行管理上の課題も浮き彫りとなっ
3 ている。また、ニホンジカやイノシシの捕獲数の増加に伴う錯誤捕獲の増加
4 や、鳥獣の保護及び管理を担う十分な捕獲技術を有した人材が不足している
5 など、管理の強化に伴う課題も生じてきている。さらに、2018（平成 30）年
6 には、我が国では 26 年ぶりとなる豚熱（CSF）の発生が国内の農場で確認さ
7 れ、野生のイノシシにも感染が拡大するなど、鳥獣の保護及び管理における
8 感染症対策の重要性も一層高まってきており、鳥獣を取り巻く社会状況は大
9 大きく変化しつつある。

10 このため、これからの鳥獣行政においては、科学的かつ計画的な鳥獣の保
11 護及び管理を実現するための計画の確実な執行管理、管理の強化に伴い生じ
12 る鳥獣の保護上の課題解決のための取組、鳥獣の保護及び管理を担う人材の
13 育成・確保に加え、鳥獣に由来する感染症対策といった施策を着実に実行し
14 ていくことが求められている。

15
16 今般、これらの状況と併せ、2015（平成 27）年に施行された鳥獣保護管理
17 法が施行後 5 年を経過したことを受け、環境大臣より鳥獣の保護及び管理並
18 びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について諮問が行われた。中央環境審
19 議会自然環境部会では、「鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会」を設置
20 して詳細な検討を行い、本答申をとりまとめた。

23 2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題

24 (1) 鳥獣の生息状況

25
26 我が国には、700種以上の哺乳類及び鳥類が生息している。また、令和 2 年
27 3 月に公表された環境省レッドリスト 2020 では、哺乳類 34 種、鳥類 98 種が絶
28 滅危惧種として掲載されているが、鳥獣保護管理法に基づく希少鳥獣として
29 の捕獲規制に加え、特に対策を講じる必要がある種については、種の保存法
30 等により保護が図られている。

31 一方、昭和 50 年代以降、ニホンジカ、イノシシなど一部の哺乳類やカワウ
32 といった鳥類については、個体数の増加や分布域の拡大が生じており、1999
33 （平成 11）年の特定鳥獣保護管理計画制度の創設、2018（平成 26）年の指
34 定管理事業の創設等により、全国で鳥獣の管理に関する取組が進められてき
35 ている。

36 特に指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシについては、全国的な生
37 息状況の動向を把握するため、統計手法を用いた個体数の推定等を 2013（平
38 成 25）年度より実施している。2019（令和元）年度末における本州以南のニ
39 ホンジカの個体数は、中央値で約 189 万頭（90%信用区間：約 142 万～260
40 万頭）、イノシシの個体数は、中央値で約 80 万頭（90%信用区間約 58 万～111

1 万頭)と推定され、両種ともに2014(平成26年)度をピークに減少傾向が継
2 続していると考えられている。また、分布域については、1978(昭和53)年
3 度から2018(平成30)年度までの40年間で、ニホンジカは約2.7倍に拡大、
4 イノシシは約1.9倍に拡大している。2014(平成26)年度と2018(平成30)
5 年度を比較しても、ニホンジカ及びイノシシの分布域はそれぞれ約1.1倍に
6 拡大している。特に、ニホンジカについては、東北、北陸、中国の各地方で、
7 イノシシについては、東北、関東、北陸の各地方で分布域が拡大している。

8 9 (2) 鳥獣による被害の現状

10 近年、鳥獣による被害は、農林水産業にとどまらず、生態系や生活環境な
11 ど広範に及んでいる。

12 農作物の被害総額は、2010(平成22)年度には239億円にのぼり、その
13 後、年間200億円前後で推移していたが、2019(令和元)年度は158億円と
14 なっている。被害を及ぼす鳥獣種の内訳については、ニホンジカ、イノシシ、
15 ニホンザルによる被害が全体の約7割を占めている。また、森林の被害面積
16 は、全国で約5千ha(2019(令和元)年度)となっており、このうち、ニホ
17 ンジカによる被害が約7割を占めている。

18 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層
19 植生の消失等による土壌流出など、被害額として数字に現れる以上に農山漁
20 村等に深刻な影響を及ぼしている。また、これらの被害を防止するためには
21 多くの予算や労力が必要となっているなど、社会が直接的な被害額以外のコ
22 ストも負担していることに留意することが必要である。さらに、ニホンジカ
23 の採食圧がもたらす植生の劣化・消失が森林の持つ水源涵養や国土保全等の
24 公益的機能を低下させるといった懸念も指摘されている。

25 生態系への影響については、ニホンジカによる被害が特に深刻であり、樹
26 皮食害などによる樹木の枯死や、下層植生等の消失またはニホンジカの嗜好
27 性が低い植物のみの単純な種構成に変わるなど、森林や草地等の衰退が起き
28 ている。これは、単に植物への直接的な影響だけでなく、改変を受ける植生
29 に依存する多くの生物の生息環境も劣化・減少させることを意味し、生物多
30 様性の維持にも影響を及ぼしうる。実際にニホンジカが高密度で生息する地
31 域では、過度の採食圧により、植生や土壌、様々な動物種に負の影響を与え
32 ていることが確認されてきており、例えば、1978(昭和53)年度と2003(平
33 成15)年度の調査で連続してニホンジカの出現記録のある地域では、植生へ
34 の影響が特に大きい傾向があること、ニホンジカの分布が確認されて極めて
35 短期間のうちに、植生への影響が激しくなることも示されている。さらに、
36 ニホンジカが分布を拡大(回復)した地域では、採食耐性の低い希少植物等
37 への影響も確認されている。また、国立公園においても、全34公園のうち
38 24公園で生態系への影響が確認されており、高山帯のお花畑が消失したり、
39 森林内の下草が消失したりしている。

40 また、近年はクマ類による人身被害件数が140件(2020(令和2)年度)

1 を超えるなど、鳥獣が集落や市街地に出没し、住民にけがを負わせる事故が
2 増加しているほか、鳥獣と列車や自動車との衝突事故も発生するなど、鳥獣
3 による被害は農林水産業のみならず、日常生活に密接に関わる問題となっ
4 てきている。

7 (3) 鳥獣の保護及び管理をとりまく社会状況の変化

8 ニホンジカやイノシシ等の鳥獣による被害が深刻な状況となっていること
9 を踏まえ、2014（平成26）年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
10 （平成14年法律第88号）」の一部が改正されて以降、鳥獣保護管理法に基づ
11 く鳥獣保護管理事業が国及び都道府県において実施されてきた。

12 このような中、日本国内においては、2016（平成28）年の熊本地震をはじ
13 め、2018（平成30）年の西日本豪雨災害、2019（令和元）年の台風15号及び
14 台風19号による災害等、大規模な自然災害に見舞われるなど、安全な国土、
15 地域、経済の構築に向けた国土強靱化の取組の必要性が増してきている。

16 また、2015（平成27）年の東南アジアにおけるデング熱、2016（平成28）
17 年のジカ熱といった、国をまたいで拡大する感染症も相次いで問題となる
18 とともに、2019（令和元）年12月に中国での発生が報告され、世界全体へと拡
19 大した新型コロナウイルスは、これまでの社会や経済のあり方を大きく揺る
20 がすものとなり、感染拡大防止のための外出自粛制限やテレワークの浸透な
21 どにより、社会も急激かつ大きく変容した。

22 一方、野生鳥獣に関わる社会問題としては、2018（平成30）年に我が国で
23 は26年ぶりとなる豚熱（CSF）が国内の農場で発生し、その後、野生のイノ
24 シシにおいても感染が確認された。2021（令和3）年5月12日現在、24都府
25 県において野生イノシシの陽性が確認されており、収束には至っていない。
26 加えて、2020（令和2）年から2021（令和3）年にかけては、高病原性鳥イ
27 ンフルエンザの発生が各地で確認（野鳥18道県58件、家きん18県52件）
28 されたほか、ニホンジカ等が媒介するSFTS（重症熱性血小板減少症候群）など、
29 鳥獣に由来する感染症への関心が高まるとともに、関連分野が連携して感染
30 症対策を進めていくことが求められるようになってきている。

31 また、人口減少等の社会環境の変化等を背景として、人と自然との関わり
32 方が変化し、人の生活圏と野生鳥獣の生息域の境界が不明瞭になってきてい
33 ること等により、近年、市街地等にクマ類やイノシシ等の大型獣類が出没す
34 る事案が増加しているなど、鳥獣の市街地等への出没が地域社会の大きな問
35 題となっている。

37 (4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題

38 鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施す
39 るとともに、猟具の使用に係る危険の予防が図られているところ、鳥獣保護
40 管理法の施行状況と鳥獣の保護及び管理に関する社会状況の変化を踏まえ、

1 論点毎に制度の現状と課題を以下のとおり整理した。

2
3 ① 鳥獣の管理の強化

4 1999（平成 11）年に創設された特定鳥獣保護管理計画は、2014（平成 26）
5 年の法改正により、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に
6 整理され、各都道府県では、鳥獣の生息状況等を勘案して鳥獣毎に科学的・
7 計画的な保護又は管理を進められている。これまでのところ 7 種について、
8 47 都道府県で計 156 計画が策定されている（2021（令和 3）年 4 月）。

9 指定管理鳥獣であるニホンジカ、イノシシについて、ニホンジカは 45 都道
10 府県で、イノシシは 44 府県で第二種特定鳥獣管理計画が策定されているが、
11 計画の目標設定がされていない又は設定されていても達成できていない都道
12 府県も存在している。今後は、第二種特定鳥獣管理計画の目的を達成するた
13 め、可能な限り、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、第
14 二種特定鳥獣管理計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含めて、
15 適切な評価、見直しを行い、確実な執行管理を行っていくことが求められて
16 いる。また、捕獲事業等を実施する地域についても、これまであまり捕獲が
17 行われてこなかった県境部等における広域捕獲を進める必要がある。指定管
18 理鳥獣捕獲等事業の担い手として創設された認定鳥獣捕獲等事業者について
19 は、42 都道府県で 156 事業者が認定を受けている（2021（令和 3）年 3 月）
20 が、地域によって認定鳥獣捕獲等事業者数に偏りがあり、鳥獣の管理の担い
21 手が依然として不足していることから、引き続き、認定鳥獣捕獲等事業者の
22 育成及び質の向上を図る取組が求められている。

23
24 ②鳥獣の保護の推進

25 希少鳥獣の保護及び管理については、局所的に被害が生じており、被害防
26 止目的で捕獲されている種も希少鳥獣に指定される可能性もあることから、
27 当該地域における希少鳥獣による被害状況及び保護管理の実態に応じて、適
28 切に進めていくことが求められる。また、鳥獣の管理の強化に伴い、ニホン
29 ジカ及びイノシシの捕獲数が増加する中で、わなによる錯誤捕獲が懸念され
30 ているが、錯誤捕獲に関する情報収集及び防止対策については、さらなる検
31 討が必要である。鳥類における鉛中毒については、1998（平成 10）年以降、
32 北海道及び本州で規制を開始した当時のような多数の鉛中毒症例は確認され
33 ていないが、鳥類における鉛中毒の発生自体は確認されており、特に本州以
34 南における猛禽類及び水鳥の鉛中毒及び鉛汚染に関しては、科学的知見のさ
35 らなる蓄積が求められている。そのほか、従来はあまり想定されなかった鳥
36 獣の捕獲方法や調査方法について、その影響を懸念する指摘がある。

37
38 ③人材育成

39 鳥獣保護管理事業を支える人材として重要な役割を果たしている狩猟免許
40 所持者は、1970 年代以降減少傾向にあったが、現在は下げ止まっており、約

20万人程度で推移しているとともに、若い狩猟免許所持者も増加傾向にある。ただし、増加した狩猟免許所持者の多くはわな猟免許所持者であることや、狩猟免許を所持しているものの、狩猟者登録を行っていない者が約6万人存在するなど、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている状況にある。このことから、銃猟及びわな猟のそれぞれについて、捕獲事業に従事できる技術を持った者の確保と従事者の負担軽減が求められている。また、鳥獣の捕獲等を担う人材に加え、都道府県・市町村における専門的な知見を有する職員についても、その確保・育成を進めていく必要がある。

④鳥獣の保護及び管理における感染症への対応

野生鳥獣に由来する感染症対策に関しては、これまで高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）といった特定の感染症への対応を中心に進めてきたが、国内に生息する鳥獣に関する感染症についての情報は十分とは言えない。

今後は高病原性鳥インフルエンザや豚熱といった感染症以外の感染症も含め、国内における鳥獣に関する感染症についての情報を広く収集し、鳥獣の保護及び管理へ反映することが求められる。

⑤外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進等

外来鳥獣については、現在9種が狩猟鳥獣として指定されているが、自由な狩猟により、鳥獣の生息状況を攪乱することで、計画的な鳥獣の管理を阻害する懸念があるとの指摘がある。また、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可に当たっては、捕獲後の措置を示すこととされているが、捕獲後の措置に関して、外来鳥獣の放獣を禁止する規定は設けられておらず、放獣によって被害が拡大又は拡大するおそれがあるといった懸念がある。

近年増加している大型獣類の市街地等への出没対応に当たっては、迅速性や高い技術力が求められるが、対応できる人材及び体制が十分でない場合もあるため、出没時に対応できる人材の配置や連絡体制を計画的に準備するとともに、出没時の麻酔銃猟実施の適否に係る検討や、鳥獣を市街地等へ出没させないための環境管理技術や人材育成も重要性が増してきている。

また、近年、鳥獣の保護及び管理の現場においてもデジタル化が進められているが、行政では情報システムのオンライン利用が促進されているものの、鳥獣の捕獲情報の収集は紙媒体が多い状況であり、鳥獣の保護及び管理にも有効に活用できる捕獲情報を効率的・効果的に収集する仕組みの構築・改善と情報の見える化といった動きも加速化していくことが求められる。

3. 鳥獣の保護及び管理につき今後講ずべき措置

(1) 鳥獣の管理の強化

① 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県が、生息数が著しく増加し、又はそ

1 の生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を行うために策定する計画であり、
2 国が策定する基本指針に即して、都道府県が定める鳥獣保護管理事業計画に
3 基づき、策定されることとなっている。特にニホンジカ及びイノシシによる
4 農林業等への被害は各地で継続しており、管理（生息数の減少又は生息域の
5 範囲の縮小）の強化が引き続き求められていることから、国は各都道府県の
6 状況に応じた適切な管理目標の設定や評価手法、管理手法について、引き続
7 き、都道府県への技術的支援を行う必要がある。ニホンジカ、イノシシ、サ
8 ル、カワウなど、都道府県境をまたいで広域的に移動・分布する鳥獣につ
9 ては、全国レベルでの生息状況の把握を行い、管理の進捗状況等についての
10 評価を行うとともに、都道府県が第二種特定鳥獣管理計画を策定する際に参
11 考となる情報を整備することも重要である。特に今後も捕獲強化が必要なニ
12 ホンジカについては、生息状況の把握を行い、優先的に対策を行うべき地域
13 の抽出や捕獲事業等の効果を検証する際に活用可能な情報として整備すると
14 ともに、全国的な生息数の推定が困難なイノシシについては、生息密度の推
15 定に関する最新の知見等を都道府県へ提供することが求められる。

16 ② 指定管理鳥獣

17 全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥
18 獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣の
19 うち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第
20 二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を
21 図る必要がある鳥獣を、環境大臣が指定管理鳥獣として指定することとなっ
22 ており、現在、ニホンジカ及びイノシシが指定されている。ニホンザル及び
23 カワウについても、管理強化の観点から指定管理鳥獣に指定すべきとの意見
24 もあるが、これらの鳥獣については、それぞれの種の特성에応じた計画的な
25 対策が必要であり、単に捕獲を強化するだけでは、群れの分裂による被害の
26 拡大を招くおそれがあることから、引き続き、指定管理鳥獣としての指定に
27 関する検討を進めつつ、技術的支援による管理の強化を推進していくことが
28 求められる。

29 ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

30 指定管理鳥獣捕獲等事業は、指定管理鳥獣に関する第二種特定鳥獣管理計
31 画に基づき、生息数の減少又は生息域の範囲の縮小を行う必要がある場合に
32 おいて、被害状況や鳥獣の生息状況、個体数の推定といった科学的知見を踏
33 まえて計画的な捕獲等を推進することで、第二種特定鳥獣管理計画の目標達
34 成に寄与することを目的とした捕獲事業等である。

35 しかしながら、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲頭数が、必ずしも第二
36 種特定鳥獣管理計画の目標捕獲頭数と整合が取れておらず、第二種特定鳥獣
37 管理計画の目標達成に寄与しているか不明である場合があること等から、第
38 二種特定鳥獣管理計画の目標達成に資するような指定管理鳥獣捕獲等事業実
39 40

1 施計画の作成や適切な評価、見直しを行うよう、都道府県等を指導する必要
2 がある。指定管理鳥獣捕獲等事業については、高標高地等の捕獲困難地や鳥
3 獣保護区など、狩猟及び有害鳥獣捕獲が実施されていない場所を中心に捕獲
4 が実施されるなどしてきているが、引き続き、他事業との役割分担・連携を
5 図っていくとともに、より効率的に捕獲等を進めるため、ICT技術の導入及び
6 普及や生息状況の調査結果等に基づく最新の知見を提供等していくことによ
7 り、都道府県等の取組を促していくことも重要である。

8 また、県境等をまたぐ広域的な捕獲についても強化する必要があり、関係
9 する都府県等で構成する協議会の設立や広域的な捕獲等に対する支援等につ
10 いて、関係省庁等とも連携しながら推進していく必要がある。

11 12 ④ 認定鳥獣捕獲等事業者

13 認定鳥獣捕獲等事業者制度は、指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲等を
14 第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施するための受け皿として、技
15 能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有する事業者を認定する制度
16 であり、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評
17 価等にも関与する等、地域における鳥獣の管理の担い手となることを目指し
18 ている。一方で、鳥獣の管理の担い手は依然として不足しており、認定鳥獣
19 捕獲等事業者が存在しない都道府県もあるなど、地域的な偏りがあること、
20 認定鳥獣捕獲等事業者の質の評価と継続的な向上を図る必要があるといった
21 指摘があること、全国で活躍可能な鳥獣捕獲等事業の担い手として期待され
22 るものの、認定した都道府県以外の都道府県においては、認定鳥獣捕獲等事
23 業者の実績や能力に関する情報を十分に把握できないといった課題が生じて
24 いる。このため、国においては、都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者の
25 育成に向けた取組を引き続き支援することが必要と考える。また、認定鳥獣
26 捕獲等事業者の質の向上を図るための研修等の充実を図るとともに、全国の
27 認定鳥獣捕獲等事業者の実績等を把握できるよう、都道府県間での情報共有
28 の仕組みを構築することも重要である。

29 30 (2) 鳥獣の保護の推進

31 ① 希少鳥獣

32 環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA・ⅠB、Ⅱ類に該当する鳥獣、
33 又はこれらに該当していないが保護又は管理の手法が確立しておらず、計画
34 的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥
35 獣については、鳥獣保護管理法第2条第4項に基づき、希少鳥獣として指定
36 することとされており、現在135種が希少鳥獣として指定されている。ただ
37 し、局所的に被害が生じており、被害防止目的で捕獲されている種も希少鳥
38 獣に指定される可能性もあることから、当該地域における希少鳥獣による被
39 害状況及び保護管理の実態に応じて、希少鳥獣の保護管理を適切に進めてい
40 くことが必要である。

1 また、希少鳥獣のうち、ゼニガタアザラシのように局地的に生息数が著し
2 く増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を
3 及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林
4 水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の安定的な維持を図りつつ、
5 計画的な管理を図る必要がある種又は地域個体群については、平成26年の法
6 改正により創設された特定希少鳥獣管理計画に基づく取組等を引き続き進め
7 る必要がある。

8 9 10 ② 鳥類における鉛中毒の防止

11 本州以南における鳥類での鉛中毒の発生実態に関する科学的知見は十分蓄
12 積されてない状況にあることから、その実態を把握するため、全国的なモニ
13 タリングを実施しつつ、鉛中毒による鳥類への影響評価について検討を進め
14 るとともに、国内外における鳥類での鉛中毒の防止に関する取組状況等につ
15 いて情報収集を進めていくことが重要である。また、鳥類における鉛中毒の
16 発生要因や発生状況、鳥類への影響評価等を踏まえ、指定猟法禁止区域の追
17 加指定等に関する鳥類の保護の考え方について整理を進める必要がある。ま
18 た、非鉛製銃弾への切り替えにあたっての経済的な課題等についても整理を
19 進めていくことが求められる。

20 21 ③ 錯誤捕獲の防止

22 ニホンジカ及びイノシシの捕獲頭数の増加に伴い、錯誤捕獲の増加が懸念
23 されており、クマ類やカモシカ等が錯誤捕獲された場合に安全な放獣が実施
24 できず、事故が発生しているほか、錯誤捕獲の発生状況等に関する情報収集
25 も必ずしも十分ではない。このため、錯誤捕獲の発生状況を把握するための
26 情報収集の仕組みを構築するとともに、専門家等の協力も得ながら、ICT技術
27 等も活用しつつ、選択的に対象種を捕獲するための手法等について検討を行
28 っていくことが求められる。

29 また、錯誤捕獲の防止のためのくくりわなの直径規制については、2007（平
30 成19）年の規制開始時とわなの使用状況等が変化していることを踏まえ、見
31 直しについて検討を行う必要がある。

32 こうした取組に加え、クマ類やカモシカ等の生息地において、わなによる
33 シカ等の捕獲を行う場合には、錯誤捕獲した場合の放獣体制を事前に構築す
34 るなどの取組も必要である。

35 36 ④ 鳥獣への影響が懸念される捕獲・調査等への対応

37 大型のむそう網によるカモ猟において、鳥獣の保護に支障が生じていると
38 の指摘もあることから、その使用状況と捕獲の現状について実態把握を進め
39 ることが求められる。また、ドローン等の新たな技術を活用した鳥獣の調査
40 等を推進していくことが求められているが、それに伴う鳥類への影響も勘案

1 しつつ、効果的に活用を図っていくことが重要である。

3 (3) 鳥獣保護管理の人材育成

4 捕獲等の担い手となる人材の確保にあたっては、これまで狩猟免許取得者
5 数の増加に主眼を置いた取組が進められ、若い世代を含む狩猟免許所持者も
6 増加するなど一定の効果が現れてきていると考えられる。一方で、銃猟の狩
7 猟免許所持者数は減少傾向が続いており、現場の捕獲活動は引き続き高齢の
8 熟練狩猟者によって支えられている状況にある。今後は、狩猟免許取得促進
9 のための取組を継続することに加え、十分な捕獲技術を持った次世代の狩猟
10 者育成のためのプログラム開発や体制の構築、個体群管理・生息環境管理・
11 被害防除対策といった鳥獣の管理を総合的に担うことができる人材・団体の
12 育成・支援が必要である。また、捕獲等の担い手となる人材の確保への効果
13 を検証しながら、経済的な負担軽減策についても検討を行うとともに、狩猟
14 免許事務の効率化・柔軟化の検討も必要といえる。なお、地域によっては、
15 狩猟免許有効期間の延長を求める意見もあるが、狩猟に伴う事故のリスクが
16 増加する可能性もあることから、狩猟免許有効期間は現行のとおりとしつ
17 つも、捕獲等の担い手となっている狩猟免許所持者の負担軽減のため、狩猟免
18 許更新者講習のデジタル化を進めることなど、柔軟な運用を進めていく必要
19 がある。

20 また、従前より指摘されている都道府県・市町村における鳥獣保護管理の
21 専門的な知見を有する人材の確保・育成については、今後、大学等と連携し
22 た人材育成プログラムの検討を進めるとともに、同プログラムの履修者の活
23 用方策についても検討を行う必要がある。

25 (4) 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応

26 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応としては、鳥獣への影響や社
27 会的及び経済的な影響が大きい高病原性鳥インフルエンザや豚熱 (CSF) とい
28 った特定の感染症対策を中心として進めてきた。一方、わが国に生息する鳥
29 獣については、これら以外にも様々な感染症の病原体を保有することが知ら
30 れているが、その実態に関する情報は不足している。鳥獣由来の感染症は、
31 希少鳥獣や個体群の保全、生物多様性の確保並びに人の生活や家畜の飼養等
32 への広範な影響を及ぼすことから、鳥獣の保護及び管理にあたっては、感染
33 症対策の観点を広く取り入れ、必要な対策を講じていくことが求められる。
34 このため、これまでも実施してきた高病原性鳥インフルエンザのサーベイラ
35 ンスや豚熱 (CSF)・アフリカ豚熱 (ASF) に関する防疫措置の徹底等の取組を
36 継続・改善していくことに加え、鳥獣由来の感染症についての情報収集や鳥
37 獣での感染状況等に関する調査等をより広範に実施していく必要がある。ま
38 た、鳥獣由来の感染症による様々な影響をできる限り抑制又は低減するため、
39 感染症によるリスクを評価するとともに、できる限り早期に発生を確認し、
40 迅速に対応を図るための監視や発生が確認された場合の対応など、鳥獣にお

ける感染の拡大防止及び早期収束のための措置等に関する体制を整備していく必要がある。感染症対策は幅広い分野に関連があることから、これらの取組を進めていく際には、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局等と連携・情報共有を図り、実施することが重要である。

6 (5) その他

7 ① 外来鳥獣対策の推進

8 狩猟によって外来鳥獣の計画的な管理を阻害することのないよう、外来鳥
9 獣を狩猟鳥獣として指定する際には、計画的な管理への影響の有無等につい
10 ても考慮の上、指定の適否を検討する必要がある。また、許可捕獲において
11 捕獲した外来鳥獣については、外来鳥獣に被害拡大を防止するため、捕獲者
12 が放獣しないよう、許可を行う地方公共団体において指導していくことが求
13 められる。

14 ② 鳥獣の市街地出没等における円滑な対応の推進

15 クマ類やイノシシ等の大型獣類が市街地等に出没した場合には、迅速な対
16 応や高い技術力が求められる。出没時の円滑な対応を可能とするためには、
17 地方公共団体が中心となり、関係者間の連絡体制をあらかじめ構築しておく
18 とともに、各関係者の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく必要があ
19 り、こうした体制の整備・構築を進め、実効性のあるものとしていくため
20 には、国による支援も重要といえる。

21 また、市街地等への出没そのものを減少させるためには、市街地等に接する
22 里地里山等の環境管理も重要となる。今後も人口が減少し、少子高齢化が進
23 展する経済社会においては、従前と比較して省力的な方法により環境管理を
24 実現するための技術開発や人材・団体の確保と育成が不可欠である。

25 なお、平成 26 年の法改正によって、市街地等の住居集合地域等における麻
26 酔銃猟が可能となったが、原則としてニホンザルを対象としていることから、
27 今後はニホンザル以外の鳥獣を市街地等において麻酔銃猟で捕獲するための
28 技術的な検討も必要といえる。また、住居集合地域等における銃猟の実施に
29 ついては、銃猟に伴う住民等の生命又は身体への危険性、クマ等による住民
30 等への危害防止の緊急性、捕獲等に携わる従事者の安全性の確保、万が一、
31 事故が起きてしまった場合の責任の所在等の様々な観点から、慎重に検討を
32 進めることが求められる。

33 ③ 鳥獣の保護及び管理におけるデジタル化の推進

34 情報システムを取り巻く環境は急速かつ著しく変化している。行政におい
35 ても、各種手続きにおけるオンライン利用が推進されているものの、現在、
36 鳥獣の捕獲情報の収集は紙媒体に基づくものが多く、その収集・整理が行政
37 担当者等の負担となっており、収集される捕獲情報も第二種特定鳥獣管理計
38 画等の作成・評価に有効な情報として必ずしも十分に活用されていない場合
39
40

1 もある。計画的かつ科学的な鳥獣の保護及び管理を一層推進していくためには、
2 必要とする情報を整理し、狩猟及び許可捕獲における捕獲情報の報告の
3 仕組みについて見直しを図る必要がある。また、地方公共団体等で活用され
4 ている捕獲情報収集システムについても、データ入力の簡易化、民間のアプリ
5 等の活用、鳥獣の目撃情報や人身被害に関する情報を収集する機能の追加
6 等についても検討していくことが求められる。とりまとめられたデータにつ
7 いては、関係省庁や都道府県等と共有するとともに、一般市民にも理解し
8 やすいよう見える化するなどして、情報をわかりやすく提供していくことも
9 重要である。

10 さらに、ICT 等を活用した捕獲技術や調査技術等も導入又は普及しつつあ
11 り、今後も新たな技術を活用した鳥獣の保護及び管理に関する取組等を支援
12 していくとともに、技術情報の提供や技術開発を進めていくことが求められ
13 る。

14 (以上)